

令和 8 年度広島市立広島みらい創生高等学校 秋季転入学（転籍）者選抜実施要項
（フレキシブル課程 平日登校コース（定時制の課程））

広島市立広島みらい創生高等学校

〒730-0051

広島市中区大手町四丁目 4 番 4 号

TEL 082-545-1671 FAX 082-545-1672

1 定員

欠員数

2 学区

広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

生徒一人一人の個性を最大限に伸ばさせ、社会の発展に貢献できる人間性豊かな活力ある人材を育成する。

(2) 育てたい生徒像

- 自己の生き方や進路について主体的に探究し、目標に向かって挑戦を続ける生徒
- 他者を尊重し、豊かな人間関係を築くことができる生徒
- 社会の一員であることを認識し、社会人としてのモラルやマナーを身に付けた生徒

(3) 入学者受入方針

- 本校の課程や学科の特色について理解していること。
- 本校の特色を活かして、学校生活に意欲的に取り組む姿勢を有していること。
- 本校での学習を通して、自分の可能性を伸ばしたいという強い意志があること。

(4) 教育課程

- ① 一人一人の学習計画に合わせて学習時間帯を選択することができるよう履修指導を行い、各自のキャリアデザインに応じた授業科目を自由に選択できるよう、工業・商業・福祉の専門科目を含めた各教科・科目を編成し、実施する。
- ② 学びに向かう力・人間性の涵養、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成等の観点から、各科目における到達目標を明示し、授業の出席状況、課題に取り組む姿勢や取組状況、定期考査の結果等から総合的に判断して評価を行い、生徒に適切にフィードバックを行う。
- ③ 1 年次では、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるため、必要に応じた学び直し科目（国語・数学・英語）を選択できるよう各教科・科目を編成し、実施する。また、コミュニケーション能力を高めるため、広島大学と連携して取り組んでいるソーシャルスキルトレーニングを「産業社会と人間」の授業等で実施する。
- ④ 2 年次以降、進路希望等に応じて、所属するコース以外の科目を学習（「併修」）することを可能とする。
- ⑤ 各教科・科目で身に付けさせたい「資質・能力」と、そのための具体的手段を明確化し、個別最適な学びを充実するため、一人一台端末等の I C T 機器を活用する。
- ⑥ 地域に開かれた学校を目指し、聴講生制度の導入や、地元地域・企業と連携した商品開発などの学習活動を充実させる。

4 出願資格

出願できる者は、次の（１）及び（２）に該当する者とする。

- （１）原則、現在在籍している高等学校が定時制の課程、総合学科であること。保護者の転勤等に伴う転居等一家転住により、通学している高等学校に物理的に通学できなくなった者。
- （２）本校において学習を継続する強い意志がある者。

5 出願

（１）期間

令和８年９月２日（水）から９月４日（金）正午まで

受付時間は、９時から１６時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

（２）提出方法

ア 志願者

志願者は、６（２）の書類に必要事項を記入し、在籍高等学校を経由して本校校長に提出する。

イ 在籍高等学校長

在籍高等学校長は、６の書類を本校校長に直接持参により提出する。（郵便による出願はできない。）

6 出願に必要な書類

（１）現在在籍している高等学校長が発行するもの

ア 転学（転籍）照会書

イ 在学証明書

ウ 成績・単位修得証明書（当該受検者が入学した年度の教育課程表を添付すること。）

エ 転学照会に対する回答を送付するための封筒

簡易書留郵便に必要な料金分の郵便切手を貼り、在籍高等学校長名・住所を記載したもの。

（複数名出願する場合は封筒は１つでよい。）

（２）本人が準備するもの

ア 転入学（転籍）願書

イ 転学（転籍）願

ウ 転入学（転籍）者選抜願及び受検票

入学者選抜料（９５０円）の納付証明書（領収印のあるもの）が転入学（転籍）者選抜願に貼付されていることを確認すること。

エ 住民票記載事項証明書又は当該学区内への転居を証明する書類

住民票記載事項証明書は、新居住地の市区町が発行するもので、保護者及び本人のもの。

※（１）のア、ウ及び（２）のア～ウの書類は本校で交付する。

7 選抜

（１）実施方法等

ア 実施内容

作文及び面接

イ 実施期日、時間割等

令和８年９月１１日（金）		
時限	時刻	検査等
	９：００	集合
	９：００～ ９：２０	点呼・諸注意
第１時限	９：３０～１０：２０	作文
第２時限	１０：４０～	面接

※ 集合は検査場とする。

ウ 実施場所

本校

エ 受検者の携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---|
| ① 鉛筆、シャープペンシル
② 鉛筆削り
③ 消しゴム
④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |
|---|

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。

検査開始前に、監督者が携行品について確認し、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、その日の検査終了まで預かる。

検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

(2) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染症予防の留意点

ア 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。

イ 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）

ウ 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

(3) やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず秋季転入学（転籍）者選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し、正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。追検査の詳細は別に定める。

	事由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

※ 月経随伴症状等の体調不良等は、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるものとして、表の「疾病」に該当する。

(4) 合格者の決定

作文及び面接等の結果によって総合的に判断して決定する。

(5) 合格者の発表

ア 発表日時 令和8年9月16日(水) 14時から16時まで

イ 発表場所 本校

※ 本校ホームページ (<http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>) においても、14時から16時の間、合格者の受検番号を掲載する。ただし、ホームページでの発表は情報提供の一環として行うものであり、公式の合格者の発表は、本校における合格者の受検番号の掲示により行う。なお、電話による照会には応じない。

ウ 持参物 受検票

エ 手続

合格者は、(5) アの期間内に受検票を提示して「合格通知書」と「請書・辞退届」を受け取り、(5) アの期間内に「請書」又は「辞退届」を提出する。

なお、「合格通知書」の受け取り及び「請書」の提出のいずれかを期間内に行わない場合は、入学の意思がないものとして取り扱う。

8 入学請書提出後の日程

入学予定者は以下の日程で、手続き等を行う。保護者同伴で本校へ登校すること。

令和8年 9月25日(金) 学校諸費の納入・履修指導・写真撮影・体操服採寸等

令和8年10月 1日(木) 入学式

令和8年10月 6日(火) 教科書購入等

※ 時程等の詳細は合格発表時に連絡する。

9 その他

志願について虚偽の事実(学歴・通学区域・調査書等)があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。